

8 刺し網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
8-1-4	さわら流し刺し網漁業	4人	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線(姫島周辺にあつては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	8月1日から翌年の1月31日まで	国東市(国見町並びに国東町浜、深江、東堅来、富来浦、浜崎及び富来を除く。)に住所を有する者	令和6年2月16日から令和6年3月16日まで
8-1-5	さわら流し刺し網漁業	4人	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。	7月1日から翌年の1月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	令和6年2月16日から令和6年3月16日まで

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年10月31日までとする。